

愛知医科大学医学部進級認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知医科大学学則第41条の規定に基づき、医学部における進級の認定について定める。

(2学年次への進級要件)

第2条 2学年次への進級要件は、1学年次において修得すべきすべての授業科目の単位を修得していることとする。

(3学年次への進級要件)

第3条 3学年次への進級には、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- 一 2学年次において修得すべきすべての授業科目の単位を修得していること。
- 二 総合試験2に合格すること。

(4学年次への進級要件)

第4条 4学年次への進級要件は、3学年次において修得すべきすべての授業科目の単位を修得していることとする。

(5学年次への進級要件)

第5条 5学年次への進級要件は、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- 一 4学年次において修得すべきすべての授業科目の単位を修得していること。
- 二 共用試験(Pre-CC OSCE 及びCBT)に合格すること。

(6学年次への進級要件)

第6条 6学年次への進級要件は、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- 一 5学年次において修得すべきすべての授業科目の単位を修得していること。
- 二 総合試験5に合格すること。

(関係細目)

第7条 第3条第2号、第5条第2号及び前条第2号の試験に係る合格基準等並びに進級を認定されなかった者の単位の取扱いについては、愛知医科大学医学部履修規程の定めるところによる。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、進級の認定に関し必要な事項は、医学部教授会の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 愛知医科大学医学部進級規程（平成16年4月1日施行）は廃止する。
- 3 平成29年度以前に入学した学生に対する2学年次、3学年次、4学年次又は5学年次への進級要件は、第2条から第5条までの規定にかかわらず次表のとおりとする。

区分	進級要件
2学年次への進級要件	1学年次において修得すべきすべての授業科目の単位の5分の4以上を修得していること。
3学年次への進級要件	1学年次及び2学年次において修得すべきすべての授業科目の単位を修得していること。
4学年次への進級要件	3学年次において修得すべきすべての授業科目の単位の5分の4以上を修得していること。
5学年次への進級要件	<ul style="list-style-type: none">一 3学年次及び4学年次において修得すべきすべての授業科目の単位を修得していること。二 共用試験(OSCE 及びCBT)に合格すること。

- 4 平成29年度以前に入学した学生のうち、平成30年度に1学年次又は3学年次に留年した学生に対する平成30年度における次学年次への進級要件は、第2条、第4条及び前項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

区分	進級要件
2学年次への進級要件	1学年次において修得すべきすべての授業科目の単位の3分の2以上を修得していること。
4学年次への進級要件	3学年次において修得すべきすべての授業科目の単位の3分の2以上を修得していること。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第3条の規定は、令和6年度入学生から適用する。